



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和8年度財政援助団体等監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和8年10月26日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
八面山活性化協議会	左記の財政援助団体が令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和8年9月1日～ 令和8年10月26日
やまくにフェスティバル 実行委員会		
株式会社 カートピアキクチ		
鶴市花傘鉾保存振興会		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 木ノ下 素 信

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和8年11月6日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【八面山活性化協議会】

(1)補助金等名 中津市周辺地域振興対策事業補助金

(2)所管部局・課 三光支所地域振興課

(3)財政援助の目的

周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心し、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 776,380 円

II. 事業内容

地域住民と九州大学の学生が、ドローン、GPSを活用し地域住民と大学生との協働による八面山北麓地域の森林管理、伐採、整備活動、交流活動等を実施し、環境整備や地域資源の保全・活用に取り組み、地域の人手不足の解消と持続可能な地域づくりを推進した。

III. 財政援助額 775,380 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- (1) 令和7年8月28日に補助金の概算払い請求を行い、9月12日に775,380円の概算払いの補助金を受領しているが、補助対象経費の支出はすべて令和8年3月31日に執行されており、概算払いを受けた補助金は長期間にわたり口座に保管されたままである。事業の実態に合わせて実績払いなど補助金の請求、支払いの方法について見直しを行うか若しくは概算払いを受けた資金の適正な執行について事務の改善を図られたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 補助事業の交付決定前の事前着手は認められていないにも関わらず、交付決定日である令和7年8月26日以前の令和7年7月30日にドローンによるデータ測定など補助事業に事前着手している。補助事業の実施にあたっての注意事項について補助事業者に対して説明を徹底し、適正な補助事業に実施に努められたい。

【やまくにフェスティバル実行委員会】

(1)補助金等名 中津市観光イベント支援補助金

(2)所管部局・課 山国支所地域振興課

(3)財政援助の目的

中津市観光イベントとして定める15の補助対象イベントの実施に要する経費を市が補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 4,621,122 円

II. 事業内容

山国が最も鮮やかに彩る季節に様々なイベントを開催することで、「地域を活気づけ、地域住民の方々に元気と笑顔を与える」、「都市部に向けて中津市山国町を広くPRする」ことを目的とする。

III. 財政援助額 4,600,000 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- (1) 収支決算書を作成する際に出納簿のイベント名欄を基に集計しているようですが、科目名欄及び摘要欄の内容から科目が間違っていると思われるものが多数見受けられます。

中津市観光イベント支援補助金交付要綱の別表2に沿った科目での収支決算書の作成や支出何兼命令書に科目欄を設けるなどの改善を求めます。

また、預金利息と出店料を補助対象外収入としていますが、補助金を元金とした預金利息や補助対象事業の支出（会場設営費など）に伴い直接得られる収入がある場合、その収入は補助対象収入として補助対象経費の財源に充当（充当先がない場合は収入超過処理）されるべきと考えます。

なお、商品券を換金しなかった残金については、収入ではなく戻入として処理すべきです。

収支決算書を訂正し、実績報告書の再提出及び補助金の精算を求めます。

- (2) 事業実績に挙げられているイベントの中で、中津市観光イベント支援補助金交付要綱第11条に規定されている補助事業の実施が確認できる写真の添付のないものや決算額が0円のイベントがあるようですが、実際に実施されたのか説明を求めます。

また、補助金の効果を検証するためにも集客数(参加数)など、詳細な報告が必要との考えから実施報告書添付書類の改善を求めます。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 「補助金」は対価なくして支出するものであるため、公益性、公平性、有効性等を慎重に考慮したうえで執行する必要があります。

任意団体の事務局を市職員が担任する場合の事務手続きについては、中津市会計事務規則や中津市契約規則等の関係法令に沿った適正な会計事務処理が不可欠です。

また、実績報告書等の作成にあたっては、中津市補助金等交付規則、中津市補助金事務ガイドライン及び中津市観光イベント支援補助金交付要綱を順守すべきと考えます。

団体への指摘事項を踏まえて、実行委員会事務の改善と課内でのチェック体制の強化を求めます。

(1)補助金等名 中津市観光地周遊促進事業補助金

(2)所管部局・課 産業経済部観光課

(3)財政援助の目的

観光客の移動手段の確保及び中津市の魅力向上に向けた取組として、電動キックボードを活用した市内観光施設の周遊促進事業の実施に要する経費を市が補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 917,120 円

II. 事業内容

中津市は観光資源が点在しており、徒歩では不便な距離感があることから、観光客が快適かつ効率的に市内を巡るための新しい移動手段として、福沢諭吉旧居横の諭吉コルリで電動キックボードの貸し出しを行う。

III. 財政援助額 905,120 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- (1) 電動キックボードの電気代について、充電した施設の電気代の帳簿が提出されているが、補助事業者が電気代を負担したことを確認できる証憑書類が提出されておらず、別法人との費用の混同がみられる。
補助事業に関する収支は、他の事業や別法人の会計と明確に区分して経理されなければならない。補助事業の正確な経費算定を行うためにも、全収支を補助事業者には帰属させる会計処理を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 収支予算書及び収支決算書において、車両費として電動キックボードの自動車税が計上されており、補助対象として処理されているが、補助金交付要綱では、補助対象経費として規定されていない。
交付申請書や実績報告書が提出された場合は、十分内容を確認し交付要綱に則った適正な事務処理を行われたい。また、補助事業を実施するために必要な経費であれば、要綱の見直し等を検討されたい。
- (2) 本事業については、事業計画書の貸出目標に対して実績が低迷しており、費用対効果の観点から事業目的が十分に達成されていないと見受けられる。
補助金の事業効果を高め、適正な予算執行を図るため、実地調査や補助事業者との協議を行い、利用実績が計画を下回っている要因を分析し、観光客に対する積極的なPRの実施や利用者の利便性を高める運用の検討を行うなど効果的な改善策を講じるよう努められたい。

【鶴市花傘鉾保存振興会】

(1)補助金等名 観光イベント支援補助金

(2)所管部局・課 産業経済部観光課

(3)財政援助の目的

中津市観光イベントとして定める17の補助対象イベントの実施に要する経費を市が補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 5,118,661 円

II. 事業内容

鶴市花傘鉾祭り1日目は、各地区の総代が参加のもと色鮮やかに飾られた花傘鉾とお神輿が八幡鶴市神社に集合し、その後各地区を巡行。2日目は、山国川三口河川敷で神輿の川渡りや花火大会を実施。

III. 財政援助額 800,000 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- (1) 各収入・支出の際に、支出伝票等の作成がされておらず、会計担当者のみの判断で出金(支払い)が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分である。
今後は出入金の伝票を作成し、会計担当者以外のものが確認するなど会計事務の見直しを行われたい。
- (2) 花火大会の協賛金として多額の現金を集金しているが、ほとんど通帳に入金されていない。集金した現金はどのように保管・管理していたのか。通帳に入金せず多額の現金をそのまま保管することは紛失等の事故になりかねない。
また、集金した現金を通帳に入金することなく、その現金から経費の支払いをしていたが、今後は集金した現金はその都度通帳に入金し、経費は必要な時に通帳から出金するよう会計事務の方法を改められたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 今回の補助金は観光イベント支援補助金であり団体の運営補助では無いため、収支予算書及び決算書はイベント(花傘鉾祭り大祭)自体の予算書・決算書を作成し提出しなければならないが、提出された収支予算書及び決算書は保存振興会自体のものであった。
今後は、団体自体の予算・決算とは区別した、補助事業に係る収支予算書及び決算書の作成・提出を依頼し、中津市観光イベント支援補助金交付要綱第11条にあるように、実績報告書は補助事業(イベント)がすべて完了し、決算が確定した収支決算書を添付して提出するよう指導されたい。